

裁判員裁判 レポート

裁判員裁判弁護人への道 ～裁判員裁判研修のお誘い～

当会会員 山下 瑞木 (64期) ●Mizuki Yamashita



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

1 はじめに

裁判員裁判では、法廷で行われたことが全てです。裁判員は、法廷で見聞きしたことだけをもって事実を認定し、有罪の場合には量刑を判断します。大部の証拠書類や、長大な弁論要旨が法廷で読み込まれるということはありません。裁判員裁判の弁護人は、法廷での活動によって裁判員を説得しなければならないのです。

求める結論に裁判員を導くためには、トレーニングが必要です。証人や被告人に対して、何について尋問するか、どのように尋問するか。冒頭陳述や最終弁論において、何について語るのか、どのように語るのか。法廷のどこに立つか、視線をどこにやるか、声の調子はどうするか、書画カメラなどの活用をどうするか……。全ての法廷弁護活動には、技術が求められます。皆様が技術を学び、身につけることができるよう、裁判員センターは研修プログラムを提供しています。

裁判員センターで提供している研修を貫く精神は、「して学ぶ」(learning by doing)です。講義も行われますが、力点は実技にあります。どの研修でも、受講者は事件を担当する弁護人として(あるいは検察官として)本番さながらの実演をします。講師は実演に対して直ちにコメントをし、問題点と改善策を

指導します。これらが繰り返されることにより、受講者は手続の全段階において何をどのようにすべきかを理解し、実践することができるようになるのです。

本稿では、裁判員センターで提供している研修プログラムの概要をご紹介します。なお、本稿掲載時点で本年度分は実施済みの研修もありますが、プログラムの全体像を知っていただくために、実施済みの研修も含めて一通りの言及をすることにします。

2 捜査弁護研修 (令和2年2月・3月実施)

裁判員裁判対象事件でも、多くの場合弁護活動の入口は被疑者段階です。

受講生は当番弁護士又は被疑者国選弁護人として初回接見を実演します。事情聴取をし、方針を検討し、アドバイスをを行うという被疑者段階での弁護人としてのスキルを学びます。

裁判員裁判対象事件では、取調べの録音・録画が行われますし、供述調書の位置づけも裁判員裁判非対象事件とは異なります。裁判員裁判対象事件ならではの被疑者段階の活動を身につけることができます。

3 法廷弁護技術基礎研修 (令和2年3月実施)

模擬事件記録を用いた法廷弁護技術の基礎研修です。国選S名簿の登載要件であり、裁判員センターとしても最も基本的かつ重要な研修と位置づけています。

研修は2日間にわたって行われます。

受講生は、初日の午前中はブレインストーミングに参加します。そこでは、事件記録に現れている事実を検討し、ケースセオリーを確立することになります。

初日の午後から2日目の終わりまで、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論の実演が行われます。受講生自らが公判の当事者として尋問したり陳述したりします。受講生が行った実演に即して複数の講師が批評し(Critique)、問題点を指摘し、改善策を提案します。また、実演の様子はビデオに収められ、受講生は、自分の実演を客観的に振り返りながら改めて別の講師の指導を受けることができます。

法廷弁護技術基礎研修は、アメリカの全米法廷技術協会(National Institute for Trial Advocacy)の研修に範をとったもので、受講生は、自分の実演に対する批評はもちろん、他の受講生の実演や批評を通じて学ぶことができます。なお、同趣旨の研修が東京三会(東京三弁護士会裁判員制度実施協議会)の主催でも行われており(令和2年度は7月下旬頃に実施予定)、当会会員はこちらの研修にも参加可能です。

4 反対尋問・ケースセオリー研修 (令和2年6月頃実施予定)

ケースセオリーとは、一方当事者からする事件の説明であり、全ての証拠を矛盾なく説明可能なものであることを要素とします。そして、このケースセオリーこそが、公判における弁護活動の中心であり指針となります。例えば、痴漢事件で、「そもそも痴漢被害がなかった」とみるか、「被告人は犯人と取り違え

られた」とみるか、あるいは「身体の接触はあったが意図的なものではなかった」とみるかによって、弁護活動、特に証人に対して尋問すべき内容は大きく変わってくるでしょう。

この研修は、事件資料をもとに、ディスカッションを通じて全ての証拠を説明し得るケースセオリーを検討し、その結果を踏まえて証人尋問を実践することを内容とします。ケースセオリーをどのようにして築き上げていくか、また、ケースセオリーを実際の尋問にどのように生かすかを学ぶことができます。

5 情状弁護研修 (令和2年7月頃実施予定)

裁判員裁判でも公訴事実には争いのない事件が多く、そこでは、実刑か執行猶予か、無期か有期か、有期懲役刑が科されるとしてどの程度の期間が相当か、といったことが争われることになります。裁判員は職業裁判官とは異なり、彼ら自身の中に「量刑相場」を持っているわけではありません。適正な量刑を勝ち取るには、我々弁護人が量刑の考え方をよく理解し、そのことを踏まえて弁護活動を行うことが必要です。

この研修では、受講生は事件資料をもとに弁論を起案し、講師から批評を受けたりディスカッションを行ったりして、量刑の考え方を身につけます。また、量刑グラフ等の用い方についても学びます。

6 法廷弁護技術発展研修 (令和3年1月頃実施予定)

法廷弁護技術基礎研修で学んだ内容をさらに深化させ、法廷弁護のエキスパートを目指すための研修です。具体的な内容については本稿執筆現在企画中ですが、例えば、基礎研修よりも複雑な事件を題材として実演を反復するものや、法医学者や精神科医などの専門家証人に対する証人尋問に特化したものなど、より発展的な研修を実施する予定です。

7

TATA模擬法廷を使用

従来、実演型の研修も弁護士会館の会議室を用いて行われていました。しかし、設備面での難点があり、実際の裁判員法廷をイメージしたトレーニングとしては不十分だという声が聞かれるところでした。そこで、数年前から、一般社団法人東京法廷技術アカデミー（TATA、<http://www.trialadvocacy.jp/>）の協力を得て、実験的に裁判員法廷と同様の環境で一部の実演型研修を行うようになり、現在では、原則として全ての実演型研修をTATAが設置する模擬法廷で行うことになりました。

TATA模擬法廷には、全国の地方裁判所に設置されているのと同じ「法廷ITシステム」が導入されています。書画カメラやタッチパネル、弁護人席のPCなどを活用した法廷技術を身につけることができます（模擬法廷については、<http://www.trialadvocacy.jp/mockcourt/>をご参照ください）。

実際にこの模擬法廷での研修を受講した方からは、「実際の法廷と同じ設備を使用できるので、かなり実践的な研修でよかった」、「機器の使い方や立ち位置までも意識して学ぶことができた」といった声が寄せられています。

8

その他の研修等

以上のほかにも、裁判員センターでは、委員が弁護人として活動した事件について、公判の過程をパネルディスカッション形式で振り返る研修や、裁判員裁判に活用できる資源である専門家（臨床心理士、精神保健福祉士、指紋鑑定の専門家など）を招いた研修を実施してきました。本年度については企画中ですが、裁判員裁判のみならず全ての弁護活動に役立つ内容を提供したいと考えています。

また、裁判員センターでは、裁判員裁判の弁護人を担当する方から、実際の事件に即した相談を受け付けています。具体的には、主

として月1回の委員会の後に、準備している冒頭陳述や最終弁論の実演をしてもらい、それに対して委員（多くは実演型研修の講師を務めています）からのコメントを受けるというものです。

事件について知らない委員の前でリハーサルを行うことは、裁判員裁判の準備として極めて有効です。また、裁判員裁判の経験が豊富な委員からのコメントは、それまでには気がつかなかったポイントや、行おうとする主張の弱点を発見するよい機会になります。

9

むすび

裁判所は、事件の都度、裁判員にアンケートをとっています。また、定期的に、裁判員裁判経験者を集めて意見交換会を開催しています。そこでは、検察官の活動に比較して弁護人の活動が「分かりにくかった」という声が多く聞かれます。事件によってその理由は色々でしょうが、弁護人の技量不足がその一端にあるとすれば、我々はその課題と向き合う必要があります。

ぜひ、裁判員法廷に臨む前に、研修を受講してください。何をどのようにすべきかを知ることができます。過去に研修を受けた方の再受講も歓迎します。特に、一度裁判員法廷を経験された方は、ぜひ改めて研修を受講してください。実地経験を踏まえたトレーニングは尚更効果的です。皆様の受講を心からお待ちしております。

■

図表1 新人向け研修で配付したチラシ

裁判員センター研修案内

Learning by Doing!!

—裁判員裁判弁護人への道—

裁判員裁判事件の弁護人は、法廷で裁判員を説得しなければなりません。そのためにはケースセオリーや法廷弁護技術を修得する必要があります。

新人の皆さんが裁判員裁判の国選弁護人として力を発揮できるよう

裁判員センターでは研修を用意しています。

これらの研修を受講し、国選S名簿（裁判員裁判の国選名簿）に登録しましょう。

2/13 or3/17	捜査弁護研修	取調べの可視化や供述調書の公判における運用等を踏まえ、被疑者段階での弁護を学ぶ
3/7,3/14 (2日間)	法廷弁護技術研修 (基礎編) ※1, ※2	冒頭陳述, 最終弁論, 主尋問, 反対尋問について, 講義と実演を通じて公判弁護の基本を学ぶ
6月頃	反対尋問研修 ※2	ケースセオリーの議論と尋問の実演を行き来し, 証人尋問において「何を訊くべきか」を学ぶ
7月頃	情状弁護研修	量刑の基本的な考え方や量刑資料の使い方を含め, 情状事件における弁護活動のあり方を学ぶ
2021/1月頃	法廷弁護技術研修 (発展編) ※2	基礎編で学んだ内容をさらに深化させ, 法廷弁護のエキスパートを目指す

□上記研修は、現在企画中のため、日程等に変更が生じる可能性があります。

詳細は、研修実施日の1か月程度前に全会員発送でご案内します。

□上記のほか、裁判員センターでは、関連専門家を招いた研修や、最新のトピックを扱う講義型の研修も予定しています。

※1

この研修を受講することが国選S名簿(裁判員裁判対象事件の配点用名簿)の登載要件となります。受講が難しい方には、代替の研修をご案内します。

※2

書画カメラなど、実際の裁判員用法廷と同一の設備を持つ外部模擬法廷(TATA模擬法廷)を用いて行います。模擬法廷については、<http://www.trialadvocacy.jp/mockcourt/>をご覧ください。

問い合わせ先: 第二東京弁護士会人権課(裁判員担当: 八杖、齋藤)
Tel 03(3581)2257